

平和行政における新たな基金設置可能性調査業務 企画提案仕様書

1 業務名称 平和行政における新たな基金設置可能性調査業務

2 委託期間 契約締結の日から令和8年12月31日まで

3 予算額

(1) 委託上限額

提案に当たっては、総額5,585,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

注：「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(2) 積算内訳

積算の費目は、次のとおりとすること。

- ① 人件費
- ② 直接経費（報償費（謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）
- ③ 一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。）
- ④ 消費税

4 業務目的

これまで沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）の下、沖縄戦の実相・教訓を次世代へ継承するための取組とともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信等、平和行政に関する取組を進めてきた。また、沖縄県地域外交基本方針（令和6年3月）の中でも、今後、沖縄県が地域外交で目指す姿として「アジア・太平洋地域の平和構築に資する国際平和創造拠点」を掲げたところである。

さらに、令和6年度から7年度にかけて設置された恒久平和に貢献する万国津梁会議の提言書（以下「提言書」という。）では、沖縄の平和、ひいては世界の恒久平和に貢献するため、「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」を策定すること及びその実現のための中核組織として平和研究機構を創設し、その安定的な運営に必要な財源として平和基金の創設などに取り組むことなどが提言された。

本委託業務は、以上の状況を踏まえ、平和基金（地方自治法第241条に規定する基金を想定するが、これに限らない。）を設置することについて、その諸課題についての検討に係る各種支援業務を行うことを目的として実施する。なお、平和貢献沖縄ビジョン（仮称）は現在策定作業中であるため、業務の実施に当たっては策定作業の進行に注意すること。

【参考】

- 沖縄県平和・地域外交推進課ウェブサイト
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017547/1028277.html>
- 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画
https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/shin_okinawa21seikivision-kihonnkeikaku.html
- 沖縄県の地域外交（沖縄県地域外交基本方針）
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/bunkakoryu/koryu/1009802/1036136/1017561.html>
- 恒久平和に貢献する万国津梁会議 提言書
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/heiwakichi/jinken/1008269/1032987/1037175.html>

5 委託業務の内容等

本業務は、前記の業務目的を達成するため、必要な業務を行う。現時点で想定する具体的な業務内容及び本提案において留意すべき事項は以下のとおりである。

(1) 他地方自治体の類似する基金設置状況調査

平和に関連する事業を実施するために設置されている他の地方自治体の基金の設置、運営、使途の状況等について、文献調査及び必要に応じてヒアリング調査を行う。

(2) 寄付金等の外部資金獲得手法、先進事例調査

地方自治体が寄付金等の外部資金を獲得する手法について、文献調査及び必要に応じてヒアリング調査を行う。資金獲得手法を例示すると、ふるさと納税、クラウドファンディング、会員制度等が考えられるが、これらに限らない。

【(1)及び(2)の提案に当たっての留意事項】

- i 調査の対象とする他地方自治体の基金及び外部資金獲得手法について例示すること。
- ii (1)及び(2)に加えて目的達成のために調査すべき事項があれば追加して提案すること。
- iii 適宜イメージ図等を用いる等、提案内容がより容易に理解できるよう工夫すること。

(3) 調査を踏まえた分析・検討

調査内容をもとに分析・検討を行い、平和基金の設置の可能性、設置する場合の予算規模、収入及び主な使途・主旨目的等についての基本的な考え方を取りまとめる。

(4) 多様な財源確保の手法に関する提案

主に(2)の調査内容を踏まえ、平和基金を設置した場合に考え得る財源確保の手法について、手法ごとの概要、メリット・デメリット、実現可能性等について、沖縄県の実情も考慮した上でできるだけ多くの手法を提案する。

(5) 報告書の作成

以上の(1)から(4)までの内容を取りまとめた報告書を作成すること。分量が多くなる場合は、概要版を作成すること。報告書は日本語で作成するものとし、他言語の資料の引用等を行う場

合は、日本語訳を付すこと。また、契約後に概要を調査した事項について、8月末までに中間報告を行うこと。

6 打合せ等

- (1) 委託業務の進捗状況や委託業務内容の確認等に関する打合せ等を定期的を実施すること。実施頻度は月1回程度を想定し、対面又はリモートで行う。
- (2) 打合せ等には、本委託業務を管理する立場の者と担当者が参加すること。

7 成果物

本委託業務の成果物として、以下を提出すること。納品の詳細については、発注者の指示に従うこと。

- (1) 5で作成した資料一式
- (2) (1)の電子データ（報告書については、編集可能な形で納品すること。）
- (3) その他県が必要と認める書類等

8 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」に示したものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

〈簡易な業務〉

- 単純な資料の収集・整理
- 複写・印刷・製本
- 原稿・データの入力及び集計

9 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・管理し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得る情報（個人情報）については、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

10 その他

- (1) 本委託業務の完了後において瑕疵が発見された場合は、受託者は修正、又は再作業を行うものとする。
- (2) 本委託業務に係る成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、本企画提案公募に当たり仮に設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは内容が異なる場合がある。